

高知県立消費生活センター 地域見守り情報



第240号

高齢者の消費者被害に関する相談が増えています！

令和6年度は高齢者の消費者相談が増えており、他の年代の相談件数が減る中で、70歳以上の相談件数が前年度より60件（10%）増加しています。悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、高齢者の年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪問による被害に遭いやすいのも特徴です。

【電話勧誘販売の事例】

- ・海産物の購入の電話勧誘を受け、断っているにもかかわらず、事業者から一方的に送ると告げられた。
- ・「光回線にすると電話の基本料が安くなる。今だと工事料は無料だ」などと言われ、曖昧な返事をした。すると後日、工事日を決める電話がきたため、「契約した覚えがない」と断ったが、今日になって契約書が届いた。
- ・「育毛剤を購入しないか」と電話があり、一度は断ったが、強く勧められて契約した。商品が届き書面を確認すると定期購入だったと判明。事業者に苦情や解約を伝えたが、なぜか2回目商品の配達時期を引き延ばすことになり解約できなかった。



【訪問販売の事例】

- ・「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。



アドバイス

- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取り、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）